

足立区レベル4モビリティ・地域コミッティ設置要綱

(目的)

第1条 足立区レベル4モビリティ・地域コミッティ（以下「地域コミッティ」という。）は、足立区、関係行政機関、事業者による綿密な連携体制の下、レベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた課題等について協議を行う場として設置し、地域の受容性醸成を図りつつ関係許認可手続等の透明性・公平性を確保することで、地域のレベル4自動運転移動サービスの実現を加速することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動運転 システムによる車両制御機能、運転の主体及び道路、地域等の走行環境に関する条件の観点から、5つのレベルに分類され、運転者ではなくシステムが、運転操作に関わる認知、予測、判断及び操作を代替して行い、車両を自動で走行させることをいう。
- (2) レベル4自動運転 自動運転のうち、ODD（運行設計領域／限定領域）と呼ばれる決められた制限下（走行場所等）で、全ての運転操作を自動化した状態をいう。

(情報共有・協議事項)

第3条 地域コミッティは、次に掲げるものを情報共有・協議事項とする。

- (1) 地域公共交通サービスとしてのレベル4自動運転移動サービスの将来構想
- (2) レベル4自動運転移動サービスの実現に向けた実証及び社会実装の進捗状況
- (3) レベル4自動運転移動サービスの実現に向けた課題及び対策
- (4) その他、レベル4自動運転移動サービスの実現に必要な事項

(地域コミッティの構成員)

第4条 地域コミッティの構成員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 足立区長又はその指名する者
- (2) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (3) 国土交通省関東地方整備局長又はその指名する者
- (4) 経済産業省関東経済産業局長又はその指名する者
- (5) 警視庁交通部長又はその指名する者
- (6) 東京都都市整備局長又はその指名する者
- (7) 自動運転の実現に係る事業者又は団体
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域コミッティが必要と認める者

(運営体制)

第5条 地域コミッティの代表は、構成員のうち、足立区長又はその指名する者をもって充てるものとし、地域コミッティの会議等を総括する。

- 2 会議等資料準備、議事録作成、結果報告等地域コミッティ運営の事務は、足立区都市建設部交通対策課が事務局として処理する。
- 3 会議は原則として非公開とする。
- 4 議事録及び会議資料は、原則として公開する。ただし、地域コミッティの代表が、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認めた場合は、議事録及び会議

資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(実施事項)

第6条 地域コミッティは、自動運転移動サービス実現のための情報共有や協議の促進を図るため、半期に1回を目処に実施する。

2 会議等の議題が情報共有のみであり協議事項がない場合又は当初計画に対し重要な変更を伴わない事項である場合は、書面のやりとりをもって会議に代えることができる。

3 事務局は、会議等の結果報告を取りまとめ、国土交通省関東運輸局長又はその指名する者に提出する。

(地域公共交通計画等との調和)

第7条 地域コミッティの協議は、足立区地域公共交通計画等の内容と調和が図られるよう配慮するものとする。

2 レベル4自動運転移動サービスが、持続的な地域公共交通サービスとして運行する場合は、その旨を地域交通に関連する事項が記載された計画等に定めることとする。

(地域コミッティの解散)

第8条 地域においてレベル4自動運転移動サービスが実装され、持続的な地域公共交通サービスとして地域に定着するなどにより、構成員等が地域コミッティの実施を不要と判断する場合は、構成員の合意を経て地域コミッティを解散することとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域コミッティの運営に関して必要な事項は、地域コミッティの代表が会議等に諮り定める。

付 則 (8足都交発第941号 令和8年6月16日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。